

## 第三者評価結果報告書

### ①民間あっせん機関名

おきなわ子ども未来ポケット

### ②第三者評価実施機関名

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

### ③第三者評価の受審状況

評価実施期間 契約日(開始日)	2021(令和3)年 12月13日
評価実施期間 評価結果報告日	2022(令和4)年 3月15日

### ④総評

#### <特に評価が高い点>

#### 1. 養子縁組のあっせん・相談支援の方法や説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

生みの親や家族、親族との面接を通して、生みの親の養育力やその環境等について情報を収集している。経済的な問題や子育ての問題を解決するための選択肢として、生活保護制度や子どもの施設入所、里親制度等を丁寧に説明し、実際に就職に繋がった事例がある。あっせんに関する生みの親の同意については、法定事項としての「養親希望者と児童の面会」や「養親希望者が児童を養育する同意」等の同意書が、もれなく提出されている。

#### 2. 経営・運営の非営利性を確保するための取組が行われている。

養親希望者から徴収する手数料の取り扱いについては、業務方法書に明記されている。具体的な金額は、特別養子縁組制度の説明会において縁組までの必要な費用の種類と金額が提示され、領収書を発行し、指針を遵守している。

#### <改善が求められる点>

#### 1. 養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われることが望まれる。

養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に向けた取組として、業務方法書に基づき組織として毎年、評価基準に沿った自己評価、及び生みの親や養親へのアンケートを実施し、その結果を分析・検討して質の向上につなげるための取組が望まれる。

#### 2. 丁寧なアセスメントにより適切なマッチングが組織的な検討と決定により行うことが望まれる。

アセスメントやマッチングのための業務方法書の整備をするとともに、医療関係者や外部の心理専門による助言が得られる体制を構築し、適切なマッチングを組織的に検討して決定することが望まれる。

#### <その他 受審施設のコメント>

第三者評価を受審したことにより、改善すべき点が明確になり、又、改めてこの事業の必要性や重要性を認識することができた。この結果を真摯に受け止め今後に生かしていきたいと思っております。

# 第三者評価 公表用評価結果シート(民間あっせん機関)

評価項目			評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<b>I 養子縁組のあっせん・相談支援の基本方針と組織</b>						
<b>1 基本方針の明文化と周知</b>						
<b>I-1-(1) 基本方針が確立・周知されている。</b>						
1	① 基本方針が明文化され、周知が図られている。		b	基本方針は職員の行動規範となる具体的な内容で文書化され、運営規程に記載されている。職員には代表から口頭で周知されている。		基本方針は事業計画に記載して職員に周知するとともに、パンフレットやホームページへの追記、及び生みの親や養親希望者、関係機関等への周知が望まれる。
	着眼点	○	1 基本方針が、文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。			
			2 基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっており、職員への周知が図られている。			
			3 基本方針は、職員への周知はもとより、児童、生みの親、養親希望者及び業務上連携する関係者・機関に周知され、十分な理解を得るよう努めている。			
<b>2 計画的な事業運営</b>						
<b>I-2-(1) 基本方針に基づき、事業計画が明確にされている。</b>						
2	① 事業の安定性や継続性を担保する事業計画が適切に策定されている。		b	事業計画には、事業実施の方針が目標として記載され、代表が収支計画も含めた案を作成して理事会で決定している。		事業計画に、基本方針とその実現に向けた目標の明記が望まれる。経営状況や支援内容、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにするとともに、必要に応じて中・長期計画の策定が望まれる。
	着眼点	○	1 基本方針の実現に向けた目標が明確にされている。			
			2 経営状況や支援内容、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点が明らかにされている。			
			3 単年度の事業計画が策定されている。また、必要に応じて中長期計画が策定されている。			
		○	4 事業計画には、収支計画に関する事項が含まれている。			
3	② 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。		c	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しについて組織的な取組等が確認できなかった。		事業計画の策定に職員の意見を反映させ、実施状況の把握や評価・見直しについては、手順を定めて組織的に行うことが望まれる。
	着眼点		1 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。			
			2 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。			
			3 実施状況の把握や評価結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。			

評価項目		評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
4	③	事業計画は、職員や生みの親及び養親希望者等に周知され、理解を促している。	b	養子縁組のあっせんに係る事項について、事業計画の内容は重要事項説明書に記載し、生みの親や養親希望者等に配布して説明している。 職員には口頭で伝えている。	養子縁組のあっせんに係る事項について、職員に対しても文書で配布して説明することが望まれる。
	着眼点	1	養子縁組のあっせんに係る事項について、職員に対し、周知を図り、理解を促す取組が行われている。		
		○ 2	事業計画の養子縁組のあっせんに係る内容は、生みの親及び養親希望者等に周知(配布、説明等)されている。		
		○ 3	事業計画の養子縁組のあっせんに係る内容を、分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、生みの親及び養親希望者等がより理解しやすいような工夫を行っている。		
3 養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上			今年度、初めての第三者評価を受審している。養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に向けた取組が確認できなかった。	業務方法書に沿って、組織として毎年、評価基準に沿った自己評価、及び生みの親や養親へのアンケートを実施し、その結果を分析・検討して質の向上につなげるための取り組みが望まれる。	
I-3-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。					
5	①	養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。			c
	着眼点	1			質の向上に向け、PDCAサイクルを意識し、組織として実施している。
		2	自己評価や生みの親や養親へのアンケートの実施、第三者評価の受審等を行っている。		
3		評価結果や苦情相談の受付・対応状況等について、分析・検討し、質の向上につなげるための仕組みがある。			
6	②	自己評価等の評価結果に基づき、取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c	自己評価等の実施が確認できなかった。	自己評価等を実施し、実施後は分析・検討結果から課題を抽出して職員で共有し、職員とともに改善策や改善計画を策定して、計画的に改善に取り組むことが望まれる。
	着眼点	1	自己評価、第三者評価等の結果を踏まえ、改善の課題を明確にしている。		
		2	職員間で課題の共有化が図られている。		
		3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。		
		4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。		

評価項目		評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点				
<b>II 民間あっせん機関の運営管理</b>									
<b>1 養子縁組あっせん責任者の責任とリーダーシップ</b>									
<b>II-1-(1) 養子縁組あっせん責任者の責任が明確にされている。</b>									
7	①	養子縁組あっせん責任者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	養子縁組あっせん責任者は、基本方針を踏まえて事業計画を策定し、養親希望者に対する個別面接や家庭訪問、養親希望者研修、関係機関との連絡会議、特別養子縁組講演会等に取り組んでいる。	職員の職務分担を定めて職員に周知するとともに、業務方法書へのあっせん責任者の職務内容の明記が望まれる。				
	着眼点	<input type="radio"/> 1 養子縁組あっせん責任者は、基本方針等を踏まえた取組を具体化し、明確にしている。 <input type="radio"/> 2 養子縁組あっせん責任者が、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、職員に周知が図られている。							
8	②	養子縁組あっせん責任者は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	養子縁組あっせん責任者と職員は、児童福祉法や民法の改正、育児休業介護休業等育児又は家庭介護を行う福祉に関する法律改正等についての勉強会に参加している。個人情報の保護等も含めて遵守すべき法令等を理解している。	養子縁組あっせん機関職員に係る研修に、職員を参加させ、Web研修も受講させている。				
	着眼点	<input type="radio"/> 1 養子縁組あっせん責任者が、遵守すべき法令等を正しく理解している。 <input type="radio"/> 2 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組あっせん責任者に係る研修に参加している。※法定事項 <input type="radio"/> 3 養子縁組あっせん機関職員に係る研修に、職員を参加させるなど、組織全体で法令遵守するための具体的な取組を養子縁組あっせん責任者が行っている。							
	<b>II-1-(2) 養子縁組あっせん責任者のリーダーシップが発揮されている。</b>								
	9	①				養子縁組あっせん責任者は、養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	b	養子縁組あっせん責任者は、養子縁組のあっせん・相談支援の県内における必要性を認識し、意欲を持っている。産科の病院や乳児院、児童相談所、警察等と連携して取り組んでいる。	養子縁組のあっせん・相談支援の質の現状について、毎年、自己評価を実施して評価分析を行い、職員の意見を反映させる体制を整備した上で質の向上に関する具体的な取組への指導力の発揮が望まれる。
着眼点		<input type="radio"/> 1 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に意欲を持っている。 <input type="radio"/> 2 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組のあっせん・相談支援の質の現状について、定期的・継続的に評価分析を行っている。 <input type="radio"/> 3 養子縁組あっせん責任者は、職員の意見を取り入れて質の向上に関する具体的な体制を構築し、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。 <input type="radio"/> 4 養子縁組あっせん責任者が中心となって、関係機関との連携や調整を行っている。							

評価項目		評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
2 必要な人材の確保・育成					
II-2-(1) 人材の確保、育成計画、人事管理の体制が整備されている。					
10	①	必要な人材の確保・育成・定着等に関して、具体的な取組が実施されている。	b		
	着眼点	<p>1 適切な養子縁組のあっせん・相談支援が提供できる体制を構築するため、必要な人材を確保し、十分に育成ができるよう、マネジメント体制を構築している。</p> <p>○ 2 職員一人ひとりの育成に向けたスーパーバイズが行えている。</p> <p>○ 3 職員一人ひとりの状況に応じ、資格取得や研修等への参加機会の提供などの取組を行っている。</p> <p>4 基本方針や事業計画の中に、職員に求める基本姿勢や意識を明示している。</p> <p>5 基本方針や事業計画に基づき職員育成計画を策定し、計画に基づいた取組を行っている。(職員の援助技術の水準、知識の量と質、実務経験、専門資格を取得する必要性の有無、研修の計画的な受講等)</p>	養子縁組あっせん責任者が日々の業務の中でスーパーバイズを実施し、職員の悩みや相談に応じ、育成に努めている。職員の資格取得に向けては情報を提供し、アドバイスしている。		必要な人材の確保と育成に関するマネジメント体制を構築した上で、必要な人材の確保・育成が望まれる。基本方針や事業計画に職員に求める基本姿勢を明示するとともに、研修計画を作成して計画に基づいた研修の実施が望まれる。
II-2-(2) 働きやすい職場づくりの配慮がなされている。					
11	①	職員が意見を表明しやすく、相談しやすい職場づくりに取り組んでいる。	b		
	着眼点	<p>○ 1 職員が自由に意見を表明して組織の運営及び決定に関与できる環境が整っている。</p> <p>○ 2 職員がひとりで問題を抱え込むことなく、養子縁組あっせん責任者や他の職員にいつでも相談できる環境が整っている。</p> <p>○ 3 職員からの相談、意見や悩み等を踏まえ、必要な助言・改善等に取り組んでいる。</p> <p>4 養子縁組あっせん責任者が、困難な事案や複数の事案を抱える職員等に対して、事案の進捗状況や、悩み事や問題が生じていないか逐次確認するとともに、必要に応じて積極的に助言を行っている。</p>	今年1月から、毎朝、ミーティングを実施し、日程や業務の進捗状況、困っていること等、事業について職員と話し合いながら業務に取り組んでいる。職員はその日の業務内容を日誌に記載している。職員の「一人で判断できない、どうしたら良いか」等の業務に関する相談には代表が助言している。		困難な事案や複数の事案を抱える職員等に対して、進捗状況を確認し、悩み等が生じていないか逐次確認するとともに、必要に応じて積極的に助言を行い、職員の定着に向けて、働きやすい職場作りへの配慮が望まれる。

評価項目		評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点			
3 運営の非営利性の確保			<p>養親希望者から徴収する手数料の取り扱いについては、業務方法書に明記されている。具体的な金額については、特別養子縁組制度の説明会で縁組までの必要な費用の種類と金額が表示され、指針を遵守している。事業報告書は毎年、県知事に提出されている。評価項目の事項が適切になされていることが記録で確認できた。</p>					
II-3-(1) 運営の非営利性を確保するための取組が行われている。								
12	① 経営・運営の非営利性が確保されている。	a						
着眼点	<input type="radio"/>	1 金額の根拠や用途が不明な費用を実費として徴収していない。※法定事項						
	<input type="radio"/>	2 事業運営に要する費用の抑制に努め、人件費や事務費等は、真に必要なものに限定されている。						
	<input type="radio"/>	3 寄付金、会費の取扱いについて、指針が遵守されている。						
	<input type="radio"/>	4 自らが行う事業の非営利性が疑われるような運営を行っていない。(人身売買または営利を目的とした養子縁組のあっせん、それらを示唆するような宣伝広告や事業説明等)						
	<input type="radio"/>	5 養子縁組のあっせんのために、養親希望者に対して不当な条件を課していない。(広報活動への参加、養育施設での労務提供等)						
	<input type="radio"/>	6 事業所毎の事業報告書を、毎事業年度終了後2か月以内に都道府県知事等に提出している。※法定事項						
13	② 経営・運営の非営利性について説明責任を果たしている。	a				<p>徴収する手数料として、研修費6万円、及び人件費や事務費として72万円が明記され、領収書が発行されている。養子縁組に係る書類等は、個別に整備して保管されている。評価項目の事項が適切になされていることが記録で確認できた。</p>		
着眼点	<input type="radio"/>	1 手数料を徴収するにあたっては、事前に金額の根拠や用途を明らかにしている。※法定事項						
	<input type="radio"/>	2 手数料の金額の根拠や用途は、養親希望者や生みの親が容易に理解できるように、その内訳について一覧可能な書類の提示や、必要に応じて領収証等の根拠資料を併せて示している。						
	<input type="radio"/>	3 手数料を受領した場合は、領収証を発行している。						
	<input type="radio"/>	4 養子縁組のあっせんに係る書類等を、個別の事例ごとに、養子縁組のあっせん後、5年以上保管している。(契約書、手数料の請求書や明細書、手数料の算定根拠となる領収証等)						

評価項目		評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
4 運営の透明性の確保					
II-4-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。					
14	① 経営・運営の透明性を確保するための情報公開等が行われている。	b			
着眼点	○ 1	養子縁組のあっせんに係る業務に関する事項(定款、手数料の算定基準等)を、ホームページへの掲載等の適切な方法により公表している。※法定事項	養親希望者に対しては、事前説明会において手数料の額や実施方法等は説明されている。		ホームページへの定款及び手数料等の内容の掲載、さらに業務の質について、毎年の自己評価の実施が望まれる。
	○ 2	あっせんを希望する養親希望者および生みの親に対して、養子縁組のあっせんに関する手数料の額、実施方法、あっせんを中止した場合の費用負担の取扱い等を、電子メールの送信や書面の交付等により事前に情報提供している。※法定事項			
	3	業務の質について自ら評価を行うとともに、第三者評価を受け、それらの結果について公表している。※法定事項			
5 関係機関との連携・協働					
II-5-(1) 関係機関との連携体制が確保されている。					
15	① 民間あっせん機関が業務を行ううえで必要となる社会資源が明確になっており、活用する仕組みがある。	b			
着眼点	○ 1	自らの役割及び自らの機能を達成するために必要となる関係機関を含む社会資源を認識し、関係する情報を収集している。	必要な関係機関を含む社会資源については、児童相談所や福祉事務所、子育て世代包括支援センター、医療機関等と分類して情報を収集し、活用できるように一覧表が作成されている。		児童や生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に対して、関係機関による支援が利用可能であることの情報提供が望まれる。小児科や産婦人科等の情報の提供も期待したい。
	○ 2	収集した情報について、業務に携わる職員が常に活用できるよう、業務方法書等により共有している。			
	3	児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に対して、関係機関による支援が利用可能であることを適切に情報提供している。※法定事項			

評価項目		評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
16	② 関係機関との連携・協働による支援が適切に行われている。	a	<p>児童相談所や医療機関（産婦人科）等との連携ができる体制が構築されている。関係機関との連携に際しては、必要に応じて生みの親や養親希望者からの同意書を得ている。法第6条1項の許可を得たあっせん機関として、関係法令を遵守し、評価項目の事項が適切になされていることが記録で確認できた。</p>		
着眼点	<input type="radio"/> 1	関係機関と連携・協働して支援できる体制を構築するよう努めている。			
	<input type="radio"/> 2	関係機関との連携に際し、必要に応じて児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に関する情報提供、情報授受がある旨を説明し、同意を得るよう努めている。			
	<input type="radio"/> 3	養子縁組あっせん事業の業務の一部を委託する場合には、当該機関が法第6条第1項の許可を得ていること、関連法令等を遵守していることを確認している。			
<b>Ⅲ 適切な養子縁組のあっせん・相談支援の実施</b>					
<b>1 児童の最善の利益の尊重</b>					
<b>(1) 実践プロセスにおける説明と同意に基づく意思決定</b>					
<b>Ⅲ-1-(1) 養子縁組のあっせん・相談支援の実践プロセス及び説明と同意(自己決定)が適切に行われている。</b>					
17	① 生みの親による養育可能性の模索が適切に行われている。	a	<p>生みの親と面接をして事情を聴取している。その後、生みの親や家族、親族との面接を通じて、生みの親の養育力やその環境等について情報収集を行っている。経済的な問題や子育ての問題を解決するための選択肢を検討することについて、生活保護制度や子どもの施設入所、里親制度等を丁寧に説明している。評価項目の事項が適切になされていることが記録で確認できた。</p>		
着眼点	<input type="radio"/> 1	具体的に養子縁組の検討を進める段階において、生みの親との面接をして事情を聴取している。※法定事項			
	<input type="radio"/> 2	生みの親の家族や親族との面接の必要性を適切に判断し、必要な場合には面接を行っている。			
	<input type="radio"/> 3	生みの親や家族、親族との面接を通じて、生みの親の養育力やその環境等についてアセスメントを行っている。			
	<input type="radio"/> 4	生みの親の置かれた状況を把握したうえで、その経済的な問題や子育ての問題を解決するための選択肢を検討することについて、十分な理解を得られるよう、丁寧に説明している。			



		評価項目	評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
18	着眼点	② 児童や生みの親、養親候補者に対して養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報を適切に提供している。	a	生みの親に対する経済的な支援として、クリーニング店に就職を支援した事例があり、医療機関への紹介等も行っている。生活支援を必要とする場合に、生活保護につないで生みの親が育てることになった事例がある。養親候補者に対しては事前養育をする2か月前に連絡をしている。評価項目の事項が適切になされていることが記録で確認できた。		
		<input type="radio"/> 1 生みの親の状況に応じた情報提供を行っている。(経済的な支援に関する情報、就労支援等の幅広い社会資源に関する情報等)				
		<input type="radio"/> 2 生みの親の状況に応じて、相談窓口等の情報提供や関係機関への連絡等を行っている。				
		<input type="radio"/> 3 必要に応じて、児童及び生みの親が関係機関につなぐための支援を行っている。				
		<input type="radio"/> 4 生みの親が生活支援を必要とする場合には、できる限り公的支援につなぐなど、当該支援の提供が養子縁組の意思決定に不当に影響しないよう配慮している。				
		<input type="radio"/> 5 民間あっせん機関が直接生活支援を行う場合でも、公的支援での提供が可能な支援については、その趣旨を丁寧に説明したうえで、公的支援の利用を優先している。				
		<input type="radio"/> 6 養親候補者に対して必要以上の期待を抱かせることのないよう配慮している。				
19	着眼点	③ 生みの親からの同意が適切な方法でとられている。	a	あっせんに関する生みの親の同意については、法定事項としての「養親希望者と児童の面会」や「養親希望者が児童を養育する同意」等の同意書が、もれなく提出されている。あっせんの撤回や中止が実施された事例もある。養子縁組成立前養育を行うことの同意を事前に得ている場合であっても、その開始に先立ち、改めて同意を確認している。評価項目の事項が適切になされていることが記録で確認できた。		
		<input type="radio"/> 1 養子縁組のあっせんに関する生みの親の同意は、制度や手続き、手数料等について、面会により、あらかじめ丁寧に説明し、十分な理解を得たうえで、書面により確認している。※法定事項				
		<input type="radio"/> 2 養子縁組のあっせんを行う場合は、年齢と発達に応じて、丁寧な説明と十分な理解のもとで子どもの意向を確認し、自ら意思を表せない乳幼児等の場合には、権利擁護について配慮している。				
		<input type="radio"/> 3 生みの親が熟慮したうえで養子縁組に関する意思決定ができるよう、初回相談の場で決定を迫ることはしない等の配慮をしている。				
		<input type="radio"/> 4 同意の確認において、生みの親の熟慮や養子縁組の同意の撤回を妨げる行為を行っていない。				
		<input type="radio"/> 5 生みの親が妊娠中に養子縁組を希望している場合でも、養親候補者と児童が面会することについての同意及び養子縁組成立前養育を行うことの同意は、児童の出生後にあっせんの各段階で得ている。				
		<input type="radio"/> 6 養子縁組成立前養育を行うことの同意を事前に得ている場合においても、その開始に先立ち、改めて同意を確認するよう努めている。				

評価項目			評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
20	④	養子縁組のあっせん・相談支援の開始・過程において、児童や生みの親、養親希望者にわかりやすく説明している。	a	養親希望者に対しては、夫妻で共に6回の全日程の研修受講が義務であることを説明して理解を得ている。夫妻のうちどちらかが1回でも研修を受けなかった場合は養子縁組のあっせんは行なわれていない。評価項目の事項が適切になされていることが記録で確認できた。		
	着眼点	○ 1	養親希望者に対しては、養子縁組に関する詳細な説明と合わせて、関連事項について十分な情報提供及び説明を行い、理解を得ている。			
		○ 2	養親希望者に対して情報提供及び説明を行った結果、理解が不十分な場合には養子縁組のあっせんは行っていない。			
(2) 児童・養親希望者のアセスメントとマッチング						
Ⅲ-1-(2) 丁寧なアセスメントにより適切なマッチングが行われている。						
21	①	養親希望者やその家族、家庭状況等について丁寧に情報収集を行っている。	b	養親希望者の家庭訪問を行い、養親希望者及びその全ての同居家族の意向、家庭状況及び家屋状況等を把握し、養親として適切な養育ができるかを判断するための情報収集を行っている。		養親希望者の健康状態等も含めた丁寧な情報収集が望まれる。
	着眼点	○ 1	養子縁組のあっせんを行う前に、養親希望者及びその全ての同居家族と面会を行っている。			
		○ 2	少なくとも一度は養親希望者の家庭訪問を行い、養親希望者及びその全ての同居家族の意向、家庭状況等を把握し、養親として適切な養育ができるかを判断するための情報収集を丁寧に行っている。			
22	②	アセスメントやマッチングについて、組織的な検討と決定を行っている。	c	マッチングにおいては、心理専門の法人代表と職員による検討で済ませている。		アセスメントやマッチングのための業務方法書の整備、及び医療関係者や外部の心理専門による助言が得られる体制の構築が望まれる。
	着眼点	1	養子縁組あっせん責任者を含めた複数の職員が、業務方法書に基づくアセスメントや組織的な検討を行うなどの適切な手続きによりマッチングをしている。			
		2	アセスメント、マッチングにおいて、医療職、心理職等の助言を得られる体制が確保されており、必要な助言を得ている。			
		○ 3	養親候補者の選定は、専門的な知識及び技術に基づき、児童の最善の利益を最大限考慮しながら行っている。			
23	③	国内におけるあっせんが優先されている。	a	法人の方針として国内におけるあっせんに限定している。		
	着眼点	○ 1	国際的な養子縁組のあっせんは、国内における養子縁組の可能性を十分に模索したうえで実施している。※法定事項			

評価項目		評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
24	④	国際養子縁組を行う場合、マッチングの手順が適切に実施され、養子縁組成立後の支援が担保されている。	国際養子縁組は法人として実施しない方針のため評価対象外とする		
	着眼点	1 国際的な養子縁組を行う場合、適正な手続きによりマッチングが行われている。			
		2 国際的な養子縁組を行う場合、養子縁組成立後に至るまで、相手先国において支援が適切に提供されることを確認している。			
(3) あっせん前の児童の一時的な養育、養親候補者への情報提供			あっせん前の児童の一時的な養育は実施していないため評価対象外とする。		
Ⅲ-1-(3) あっせん前の児童の一時的な養育や、養親候補者への情報提供が適切に行われている。					
25	①	あっせん前の児童の一時的な養育は、適切な環境で行われている。	あっせん前の児童の一時的な養育は実施していないため評価対象外とする。		
	着眼点	1 あっせん前の児童の一時的な養育が想定される場合には、あらかじめ養育施設の設置や人員の確保、乳児院等との協定の締結等を行っている。			
		2 あっせん前の児童の一時的な養育の方法について、業務方法書に記載している。			
		3 あっせん前の児童の一時的な養育は、子どもの状況に応じた適切な養育環境で行われている。			
		4 生命の維持や安全に配慮を要する児童の一時的な養育は、医療機関をはじめとする関係機関との連携のもと、その保護と適切な養育環境の確保を行っている。			
26	②	あっせん前の児童の一時的な養育及び養親候補者による児童の養育の開始に関する手続きが適切に行われている。	あっせん前の養親候補者による児童の養育の開始にあたっては、同居児童の届出を職員が市役所に同行して手続きをしている。職員が養親候補者の家庭訪問を行い、職業や収入、経歴、居住する住宅の状況(家屋の見取り図)、健康状態、養子縁組のあっせんを希望する理由が確認されており、児童の養育のために把握しておくべき必要な情報が明確になっている。		養親候補者による児童の養育の開始にあたっては、その時点での家庭状況を再度確認して児童との交流や関係調整を十分に行うことが望まれる。
	着眼点	1 児童を3か月以上(乳児は1か月以上)同居させる場合には、同居児童の届出を行っている。			
		2 児童の養育のために把握しておくべき必要な情報が明確になっている。			
		3 児童の養育に必要な情報について十分に把握し、養親候補者に対して、児童の養育を開始する前に提供している。			
		4 養親候補者による児童の養育の開始にあたっては、その時点での家庭状況を再度確認し、児童との交流や関係調整を十分に行っている。			

評価項目		評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
(4) 養親候補者による養育開始後の支援					
Ⅲ-1-(4) 養親候補者による児童の養育開始後の支援などが適切に行われている。					
27	① 養親候補者による児童の養育開始から、養子縁組成立までの支援が適切に行われている。	b	養親候補者による養育開始後、安心して養育できるように、乳幼児は職員と助産師が家庭訪問をして子どもの発達状況を確認し、養親候補者からは手紙や写真等で成長の報告を受けている。養親候補者の居住地を管轄する児童相談所とは年1回の連絡会を開催するとともに、日常的に連携している。乳児院に入所している児童については児童相談所と乳児院との会議を実施してマッチングの方法や回数を決めて実施している。行政への手続きは養育開始後、一週間以内に市町村役場に同行して出生届けや国保加入、児童手当、乳幼児医療等、子育て担当課への手続きを支援している。		養親候補者と児童を定期的に訪問し、監護の状況を確認することが望まれる。
	着眼点				
	○ 1	養親候補者による養育開始後、安心して児童を養育することができるよう、きめ細やかな相談支援を行っている。			
	2	養親候補者と児童を定期的に訪問し、監護の状況を確認している。			
	○ 3	必要に応じて、養親候補者の居住地を管轄する児童相談所などの関係機関との連携を図っている。			
	○ 4	養親候補者による養育開始後1か月以内に法第32条第3項の届出を行うなど、必要な支援が遅滞なく提供されるよう連携体制を整えている。			
	○ 5	養親候補者が児童を3か月以上(乳児は1か月以上)同居させる場合、同居児童の届出が行われるよう、養親候補者に対して必要な説明を行うとともに、届出の有無を確認している。			
28	② 養子縁組の申立手続き等に関する情報提供が適切に行われている。	a	養子縁組成立前の監護状況から、法律上の親子関係を成立させることが望ましいと考えられる場合、速やかに家庭裁判所への申立等の手続きの支援をしている。家庭裁判所への特別養子縁組成立の申立書をもとに養親候補者に説明を行っている。		
	着眼点				
	○ 1	養子縁組成立前養育の監護状況から、法律上の親子関係を成立させることが望ましいと考えられる場合、速やかに家庭裁判所への申立等の手続きをとるよう、養親候補者に指導及び助言を行っている。			

評価項目		評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点	
(5) 養子縁組成立前養育が中止された場合の支援			<p>生みの親が中止を申し出た場合は生みの親の意思を尊重して中止している。養親候補者の妻が夫からDVを受けていた事例については、警察署や児童相談所と連携して対応している。児童の引き渡し時は代表と職員、警察官が養親候補者宅を訪問して児童を預かり、児童相談所に引き渡している。養親候補者に問題があつて養子縁組成立前養育が中止された事例については、県知事へ報告書を提出している。</p>		<p>養子縁組成立前養育が中止された場合の対応について、業務方法書等の整備が望まれる。</p>	
29	①	養子縁組成立前養育が中止された場合、児童の保護が適切に行われている。				b
着眼点		1				養子縁組成立前養育が中止された場合の対応について、業務方法書等に定めている。
	○	2				養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童の保護を適切に行い、必要に応じて関係機関に連絡するなどの適切な対応を行っている。
	○	3	養子縁組成立前養育の中止を求めたときは、監護の権利を有する者への児童の引渡し、児童相談所に対する要保護児童通告など、適切な措置を講じている。※法定事項			
30	②	養子縁組成立前養育が中止された場合、児童と養親候補者への支援が適切に行われている。	b	<p>養親候補者に問題があつて養子縁組成立前養育が中止された養親候補者を次の養子縁組のあつせんで優先することはなく、登録から抹消した事例がある。中止後の児童については、児童相談所や乳児院と連携を図って対応している。</p>	<p>妻が夫からDVを受けていたことが発覚して養子縁組成立前養育が中止となった事例の養親候補者は、登録から抹消している。児童を次の養親希望者にあつせんするにあたっては、養親希望者の選定を丁寧に行うなど、養子縁組の中止が繰り返されないよう配慮することが望まれる</p>	
着眼点		1	養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童と養親候補者の双方に対して、丁寧なケアを行っている。			
	○	2	養子縁組成立前養育が中止された養親候補者を次の養子縁組のあつせんで優先するなどは行っていない。			
	○	3	養子縁組成立前養育が中止された理由や、中止後の児童の様子等について丁寧に確認を行っている。			
		4	児童を次の養親希望者にあつせんするにあたっては、養親希望者の選定をより丁寧に行うなど、養子縁組前養育の中止が繰り返されないよう配慮している。			

評価項目		評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
(6) 養子縁組成立後の支援					
III-1-(6) 養子縁組成立後の支援が適切に行われている。					
31	① 養子縁組成立後の児童への支援が適切に行われている。		b	市町村の子育て担当課への同行手続きを実施したことにより行政機関の子育て支援事業や保健師の訪問が実施されている。	赤ちゃんの特別養子縁組が主体となっているので、児童に対するアセスメントや継続的な心身の支援は難しい状況にある。児童の養育・支援にあたり養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ることが望まれる。
着眼点	1	児童に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。			
	2	児童に対し、継続的な心身の支援を行っている。			
	○ 3	児童に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。			
	4	児童の養育・支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。			
32	② 養子縁組成立後の養親家庭への支援が適切に行われている。		b	養親が、必要な時に相談できるよう、電話やメールで繋がることで子どもの発達に応じた悩みに対する助言を行っている。赤ちゃん特別養子縁組が主体となっており、児童相談所等の関係機関と日常的に連携している。	養親や養子となった児童に対して支援すると同時に、そのニーズを把握し、気持ちを丁寧に聞きながら適切な支援機関と協働することが望まれる。更に、児童から出自に関する情報を知りたいとの相談があった場合は、丁寧に相談に応じ、当該児童の年齢等を踏まえ、適切な助言・対応を行うことが望まれる。
着眼点	○ 1	養親が必要な時に相談できる支援体制を構築している。			
	2	養親や養子となった児童に対して自ら支援すると同時に、そのニーズを把握し、気持ちを丁寧に聞きながら、適切な支援機関との協働を行っている。			
	○ 3	養親や養子となった児童への定期的・継続的な訪問などにより関係性の維持を図りつつ、子どもの発達段階に応じた悩みに対する助言などを行っている。			
	○ 4	遠隔地の養親及び養子となった児童には、養子縁組成立前から、養親居住地を管轄する児童相談所等の関係機関と養親との関係づくりを行うなど、継続的な支援が行える体制を整えている。			
	5	養子となった児童から自らの出自に関する情報を知りたいとの相談があった場合は、丁寧に相談に応じたうえで、当該児童の年齢等を踏まえ、適切な助言・対応を行っている。			

評価項目		評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
33	③ 養子縁組成立後の生みの親への支援が適切に行われている。	b	<p>生みの親に対する継続的な心身の支援としては、電話やメールで相談できる支援がある。生みの親が生活を立て直すための支援等に関する情報提供や関係機関へのつなぎについては、出産後のスケジュールや養子縁組同意の手続き、産後検診の実施について支援している。</p>		<p>養子縁組成立後において生みの親に対するアセスメントを実施し、関係機関による支援体制の構築、及び連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得る等の支援が望まれる。</p>
着眼点	1	生みの親に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。			
	○ 2	生みの親に対し、自ら継続的な心身の支援を行っている。			
	○ 3	生みの親が生活を立て直すための支援等に関する情報提供や、関係機関へのつなぎを行っている。			
	4	生みの親に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。			
	5	生みの親への支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。			

評価項目		評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
2 養子縁組のあっせん及び相談支援の質の確保					
(1) 養子縁組のあっせん及び相談支援の実施方法					
Ⅲ-2-(1) 養子縁組のあっせん・相談支援の標準的な実施方法が確立している。					
34	①	養子縁組のあっせん・相談支援について標準的な実施方法が文書化され、それに則った養子縁組あっせん・相談支援が実施されている。	b	標準的な実施方法は業務方法書に文書化され、その手順等も分かりやすく記載されている。職員や個別の事例により支援の質が異ならないように、アセスメント票や経過記録表等の様式が定められ、具体的な業務内容と留意事項が標準化されている。標準的な実施方法については、代表によるスーパーバイズが職員に対して行われている。	業務方法書に則った養子縁組のあっせん・相談支援の実施や手順と方法等の必要な事項について、生みの親や養親希望者に十分に説明されることが望まれる。標準的な実施方法を職員に周知徹底するための研修等の実施が望まれる。
	着眼点	○ 1	養子縁組のあっせん・相談支援の標準的な実施方法が、業務方法書として文書化されている。		
	○ 2	業務方法書には、養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法がわかりやすく記載されている。			
	○ 3	職員や個別事例により支援の質が異ならないよう、特に重要な事項については、必要な様式を定めるなど、具体的な業務内容と留意事項が標準化されている。			
	4	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。			
	5	業務方法書に則った養子縁組のあっせん・相談支援が実施されている。			
	6	業務方法書における養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法などの必要な事項について、生みの親や養親希望者に十分に説明されている。			
35	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c	業務方法書の定期的な検証や見直しが必要となった場合の方法が定められていない。	業務方法書の内容に見直しが必要となった場合の方法を定め、定期的な検証の実施が望まれる。
	着眼点	1	業務方法書の内容は、定期的に検証されている。		
		2	業務方法書の内容に見直しが必要となった場合の方法が定められている。		



評価項目		評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点	
(2) 養親希望者の質の確保及び向上に向けた取組			<p>養親希望者には、心理士や社会福祉士、社会福祉主事等の資格を持つ職員が複数回の面談を行っている。養親希望の動機や夫婦関係、職業、経済状況、養子縁組あっせんを申し込むに至る経緯等、様々な観点から聴き取りをして評価・判断している。養親希望者は、夫と妻が研修の全日程を受講することを第一要件としている。</p>		<p>養親希望者の適正評価シート等の整備、及び最終決定に際しては、外部の有識者を含む検討会議の実施が望まれる。</p>	
Ⅲ-2-(2) 養親希望者の質の確保・向上に向けた取組が行われている。						
36	①	養親希望者の適性評価と選定が適切に行われている。				b
着眼点	○	1				養親希望者の適性について、児童を養育する上での強みや課題を総合的に勘案して、様々な観点から評価・判断されている。
	○	2				養子縁組のあっせんを希望する理由や、養子縁組あっせんを申し込むに至った経緯については、特に丁寧な聴き取りを行っている。
	○	3	養親希望者の適性評価を行うために確認すべき内容及び適性評価を組織的に検討・決定する方法が具体的に定められている。			
	○	4	養親希望者の適性評価が、定められた様式等に則り、適切な手順により実施されている。			
37	②	養親希望者への情報提供、研修等が適切に行われている。	a	<p>県内の行政機関に法人のパンフレットを配布し、養親希望者への情報提供を行っている。業務方法書に「養親希望者への研修方法」が明記され、法人独自の研修テキストが用意されている。児童の特性や発達、真実告知については、法人のテキストに組み入れ、研修を通して理解を深めさせている。法人が作成した養親希望者への研修カリキュラムには、講義や演習、養育実習が取り入れられている。</p>	<p>児童への関わり方については、法人独自のカリキュラムを作成し、講義や演習、養育実習が適切に行われている。養育実習では、協力保育園や母子未来センター、乳児院などと連携して実践研修が実施されている。</p>	
着眼点	○	1	養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、児童の特性や発達に関する理解を深めさせている。			
	○	2	養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、真実告知の重要性について理解を促している。			
	○	3	養親希望者の受講する研修において、児童への関わり方を実践的に習得できるカリキュラムを作成している。			
	○	4	養親希望者の研修への取組状況や内容についての理解等を通じ、養親希望者の強み・課題を把握している。(委託先研修担当者からの報告等)			
					<p>研修終了時に、養親希望者からの報告書の提出に期待したい。</p>	

評価項目		評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
(3) 養子縁組のあっせん及び相談支援の記録と情報管理					
Ⅲ-2-(3) 養子縁組のあっせん・相談支援の実施の記録が適切に行われている。					
38	① 帳簿への記録が適切に行われ、記録された内容が職員間で共有化されている。	a	法人は、規則に沿った書類を整備している。児童や生みの親、養親希望者とあっせんのケースごとに台帳が整備されている。養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報は職員間で共有されている。業務方法書には、情報収集や保管、使用に関するルールについて定められている。		
着眼点	○ 1 規則第7条第1項に規定する記載事項を記載した帳簿を備えつけている。 ※法定事項				
	○ 2 帳簿は養子縁組あっせんのケースごとにファイリングされている。				
	○ 3 帳簿の記載内容や表現は適切である。				
	○ 4 養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報が、職員間で共有されている。				
	○ 5 児童、生みの親、養親希望者等に関する情報収集、保管、使用に関するルールを業務方法書に定めている。				
	○ 6 児童が自らの出自を知ることができるよう、児童に関する情報、生みの親に関する情報及び養子縁組の経緯についての情報が帳簿に記録・保管されている。				
39	② 帳簿の永続的な保管体制が確立されている。	c	帳簿は、児童や生みの親、養親希望者の各ケースを、紙媒体とUSBで鍵付きのキャビネットに保管している。養親希望者や生みの親に対して、事業廃止や引継ぎについての説明が不十分である。		帳簿は焼失等に備え、耐火金庫などへの保管や業務方法書に示している電子媒体での保存が望まれる。今後、事業廃止や引継ぎの可能性についても事前に説明し、理解を求めることが望まれる。
着眼点	1 不慮の災害等による帳簿の滅失防止のために、十分な対策がとられている。				
	2 記録の保管及び事業許可取消し時又は事業廃止時の引継ぎの可能性について、養親希望者及び生みの親に対して事前に説明し、理解を求めている。				

評価項目		評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
40	③ 帳簿に記載された情報の取扱いが適切に行われている。	b	相談支援記録の閲覧は、職員のみが情報共有し、情報漏洩のないよう注意を払っている。法人は、「個人情報保護方針」を整備し、職員は理解し遵守している。		児童の求めに応じた帳簿の開示について、生みの親に事前に同意を得ることが望まれる。
着眼点	1 児童の求めに応じ、帳簿の一定の情報を民間あっせん機関等から児童に対して提供する可能性があることを、生みの親に対してあっせんの段階で説明し、その意向を十分確認するとともに、あらかじめ同意を得ている。				
○	2 養子縁組のあっせん・相談支援の記録について、プライバシー保護の観点から、関係者の情報管理を徹底している。				
○	3 個人情報の取扱いについて定めた文書がある。				
○	4 職員が個人情報保護規程等を理解し、遵守している。				
(4) 児童、生みの親及び養親希望者が意見等を述べやすい体制の確保			苦情解決の仕組みが確認できなかった。		業務方法書に、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置を追記するとともに、苦情解決体制についての文書を掲示し、周知することが望まれる。
Ⅲ-2-(4) 児童や生みの親、養親希望者が意見等を述べやすい体制が確保されている。					
41	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知している。	c			
着眼点	1 苦情解決に関する体制及び流れについて定めた文書がある。				
	2 苦情解決体制について、文書や掲示により、その仕組みを分かりやすく周知している。				
42	② 児童や生みの親、養親希望者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、周知している。	c	児童や生みの親、養親及び養親希望者が意見を述べやすく、相談しやすい体制について、確認できなかった。		相談・苦情対応のための業務方法書(マニュアル)の整備、及び意見を述べやすく、相談しやすいように、アンケートを実施する等の工夫が望まれる。
着眼点	1 児童、生みの親、養親及び養親希望者が意見を述べやすく、相談しやすい体制が確保されている。				
	2 相談体制について、児童、生みの親、養親及び養親希望者に周知している。				
	3 アンケートの実施やイベント開催による交流等、意見を積極的に把握する機会をつくっている。				

		評価項目	評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
43	③	児童や生みの親、養親及び養親希望者からの相談や意見、苦情等に対して、適切な対応をしている。		b	相談や意見、苦情等については、電話やメール、面談等で対応している。生みの親や養親希望者のマッチング前後の希望や不安等の相談に対応することで、あっせん・相談支援の質の向上につなげている。生みの親や養親希望者の要望に応えられない場合には、理由を丁寧に説明している。	相談や意見、苦情等についての対応マニュアルの整備が望まれる。
	着眼点	1	相談や意見、苦情等を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めた対応マニュアルを整備している。			
		○ 2	相談や意見、苦情等について、組織的かつ迅速に対応している。			
		○ 3	相談や意見、苦情等にもとづき、養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に関わる取組が行われている。			
		○ 4	児童や生みの親、養親、養親希望者からの要望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明している。			
		○ 5	養親希望者が意見や苦情を述べたことにより養子縁組のあっせんを行わないなど、養親希望者が意見等を述べにくくなるような言動を行っていない。			
(5) 安心・安全な養子縁組のあっせん、相談支援の実施のための取組				緊急時に連絡・協力できる関係機関(児童相談所や福祉事務所、子育て世代包括支援センター、女性健康支援センター、病院、警察署、家庭裁判所等)と連携し、安心・安全な養子縁組のあっせんにつなげている。職員は、妊娠相談の現場における危機介入アプローチや解決志向アプローチなどの研修を受講し、養子縁組のあっせん・相談支援を実施している。	リスクマネジメント(再発防止の検討会議等)体制の構築、及び緊急時対応マニュアルの整備が望まれる。	
Ⅲ-2-(5) 安心・安全な養子縁組のあっせん・相談支援の実施のための取組が行われている。						
44	①	安心・安全な養子縁組のあっせん・相談支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。				b
	着眼点	1	養子縁組のあっせん・相談支援の過程で起こり得る緊急事態を想定し、事故対応マニュアルを作成して職員に周知するなど、リスクマネジメント体制を構築している。			
		○ 2	緊急時における関係機関との連絡・協力体制をあらかじめ構築している。			